

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	(独)都市再生機構 神奈川県横浜市中区 本町6-50-1	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	112,011,600	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
浜松労災病院本館5回電気設備(電力)工事	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.9.8	浜松労災病院電力日本電設・雄電社特定建設工事共同企業体 東京都台東区池之端 1-2-23	現に施工中の工事に引き続いて施工される本館の電気設備(電力)工事であり、設備システムの一体性や責任施工の観点から同企業が施工中の工事と密接不可分であるため、会計細則第52条第2号に該当するため。	-	456,750,000	-	-	現に履行中の工事に引き続いて実施される密接不可分の工事であるため。	14	
浜松労災病院本館4回電気設備(通信)工事	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.9.16	千歳電気工業(株) 東京都北区西ヶ原1- 52-10	現に施工中の工事に引き続いて施工される本館の電気設備(通信)工事であり、設備システムの一体性や責任施工の観点から同企業が施工中の工事と密接不可分であるため、会計細則第52条第2号に該当するため。	-	317,100,000	-	-	現に履行中の工事に引き続いて実施される密接不可分の工事であるため。	14	
浜松労災病院本館5回機械設備(空調)工事	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.9.8	浜松労災病院空調朝日・富士総特定建設共同企業体 東京都港区浜松町1- 25-7	現に施工中の工事に引き続いて施工される本館の機械設備(空調)工事であり、設備システムの一体性や責任施工の観点から同企業が施工中の工事と密接不可分であるため、会計細則第52条第2号に該当するため。	-	724,500,000	-	-	現に履行中の工事に引き続いて実施される密接不可分の工事であるため。	14	
浜松労災病院本館4回機械設備(衛生)工事	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.9.8	浜松労災病院衛生三建・日管特定建設共同企業体 東京都中央区日本橋 蛸殻町1-35-8	現に施工中の工事に引き続いて施工される本館の機械設備(衛生)工事であり、設備システムの一体性や責任施工の観点から同企業が施工中の工事と密接不可分であるため、会計細則第52条第2号に該当するため。	-	642,600,000	-	-	現に履行中の工事に引き続いて実施される密接不可分の工事であるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区 分	備 考
平成20年度労働者健康福祉機構本部清掃業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	(株)オール商会 東京都中央区銀座1- 24-9	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,251,800	-	-	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないため。	5	
労災リハビリテーション広島作業所土地測量及び建物表題部登記業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.8.29	(社)広島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 広島市東区二葉の里 1-2-44 土地家屋調査士会館3F	公共嘱託登記士地家屋調査士協会は官公署等が嘱託登記等をするため法律により設立された地域で唯一の法人格を有する組織であり、また成果品に対する追加調査や瑕疵等についても将来にわたり対応、保証されることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,849,284	-	-	公共嘱託登記士地家屋調査士協会は官公署等が嘱託登記等をするため法律により設立された地域で唯一の法人格を有する組織であるため。	1	
労災リハビリテーション北海道作業所土地測量及び建物表題部登記業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.8.29	(社)札幌公共嘱託登記士地家屋調査士協会 札幌市中央区南4条西 6-8 晴ればれビル8F	公共嘱託登記士地家屋調査士協会は官公署等が嘱託登記等をするため法律により設立された地域で唯一の法人格を有する組織であり、また成果品に対する追加調査や瑕疵等についても将来にわたり対応、保証されることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,943,107	-	-	公共嘱託登記士地家屋調査士協会は官公署等が嘱託登記等をするため法律により設立された地域で唯一の法人格を有する組織であるため。	1	
平成20年度定期購読雑誌「週刊行政施策」購入	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	(株)保険六法新聞社 東京都豊島区東池袋 1-47-3	出版物の発行元であり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,090,340	-	-	出版元から大量の部数を購入する必要があることから、当該業者以外に行うことが出来ないものであるため。	10	
平成20年度定期購読雑誌「労経ファイル」購入	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	(株)労働新聞社 東京都板橋区仲町29- 9	出版物の発行元であり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,937,500	-	-	出版元から大量の部数を購入する必要があることから、当該業者以外に行うことが出来ないものであるため。	10	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度定期購読雑誌「労働基準広報」購入	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	(株)労働調査会 東京都豊島区北大塚 2-4-5 調査会ビル	出版物の発行元であり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,764,900	-	-	出版元から大量の部数を購入する必要があることから、当該業者以外には行うことが出来ないものであるため。	10	
平成19事業年度財務諸表等作成に伴う退職給付に係る会計諸数値数理計算業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	三菱UFJ信託銀行 (株) 東京都千代田区丸の内1-4-5 (三菱UFJ信託銀行本店ビル)	本件の退職給付債務等を計算する上で厚生年金基金全体の年金債務の数値が必要であることから、当機構の加入する労働関係年金基金における年金数理業務を請負っている三菱UFJ信託銀行(株)以外は契約ができないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,575,000	-	-	本件の退職給付債務等を計算する上で厚生年金基金全体の年金債務の数値が必要であることから、当機構の加入する労働関係年金基金における年金数理業務を請負っている当該業者以外には契約ができないため。	19	
平成20年度タクシー提供使用	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	東京私鉄自動車協同組合 東京都渋谷区東3-2 1-10	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,955,200	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
平成20年度タクシー提供使用	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.4.1	東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5 -6-6	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,364,280	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
第3撮影室一般撮影装置管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.8.12	シーメンス旭メディック(株) 東京都品川区東五反田3-20-14 高輪パークタワー	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	3,969,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
照射赤血球濃厚液-LR2 400 由来 A型(IRRC- LR2) 280 ml 1袋 他10件購入	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損 センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	北海道赤十字血液セン ター 北海道札幌市西区山 の手2条2-3-37	血液製剤は当該業者以外購入できない ものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	3,545,332	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。	1	
カルディオダイ注 他28件購 入	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損 センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	18,461,520	-	-	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであるため。	1	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損 センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	美幌市 北海道美幌市西3条南 1-1-1	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	3,864,056	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損 センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	美幌市 北海道美幌市西3条南 1-1-1	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	10,975,560	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損 センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	病院施設の運営上、緊急災害時におい ても安定した電力供給が補償される業 者との契約が必須であるが、当該地域 においては当該業者以外に安定した電 力供給を補償できる業者がいないこと から、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	18,498,095	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時 においても安定した電力供給が補 償される業者との契約が必須であ るが、当該地域においては当該業 者以外に安定した電力供給を補 償できる業者がいないため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	美唄商工会議所 北海道美唄市西2条南2-1-1 美唄経済センター内	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	2,601,930	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
臨床検査システム賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 安田 慶秀	20.4.1	NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-29-11(NEC住生ビル)	医療機器の再リース契約であり、機器を変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,016,064	-	-	医療機器の再リース契約であり、機器を変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	
薬品購入単価契約(血液製剤5件)	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	北海道赤十字血液センター 北海道札幌市西区山の手2条2-3-37	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	19,372,332	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
薬品購入単価契約(造影剤9件)	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	28,466,760	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
酸素濃縮装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	北海道エア・ウォーター(株)道央支店岩見沢営業所 北海道岩見沢市5条東12-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	17,388,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
酸素濃縮装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	テルモメディカルケア㈱ 札幌営業所 東京都渋谷区幡ヶ谷2-44-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,316,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	北海道電力㈱ 北海道札幌市中央区大通東1-2	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	36,701,390	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が丘1-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	32,982,852	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	20.4.1	東日本電信電話㈱ 東京都新宿区西新宿3-19-2	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,059,053	-	-	長期継続契約のため。	8	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	北海道赤十字血液センター 北海道札幌市西区山の手2条2-3-37	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	92,351,340	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射性同位元素購入	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	44,989,455	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	79,393,685	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	釧路市上下水道部 北海道釧路市南大通2-1-121	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	47,185,482	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市白石区本通8丁目南1-37	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,892,071	-	-	長期継続契約のため。	8	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該事業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,212,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射線オーダ再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿 2-7-1(新宿第一生命ビルディング)	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,382,100	-	-	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	
注射オーダ再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿 2-7-1(新宿第一生命ビルディング)	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,637,748	-	-	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	
オーダーリングシステム再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿 2-7-1(新宿第一生命ビルディング)	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,323,560	-	-	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	
クリアボンキット他63品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	23,342,760	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	青森県赤十字センター 青森県青森市花園2-19-11	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	66,391,667	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	東北電力(株) 宮城県仙台市青葉区 本町1-7-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	60,094,560	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	八戸ガス(株) 青森県八戸市沼館3-6-48	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されており、会計細則第52条6号に該当するため。	-	1,165,355	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	八戸圏域水道企業団 青森県八戸市沼館3-6-48	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	3,245,004	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
頭腹部血管撮影装置再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	ジーイーキャピタルリーシング(株) 東京都港区赤坂5-2-20	医療機器の再リース契約であり、機器を変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,925,720	-	-	医療機器の再リース契約であり、機器を変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	
在宅酸素療法酸素供給装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	東北エア・ウォーター(株)北東北支店 青森県八戸市河原木 字蓮沼1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,817,625	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
在宅酸素療法酸素供給装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.4.1	フクダライフテック北東北株式会社八戸出張所 青森県八戸市大字新井田字西平1-67	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,000,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
治療計画用CT装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	20.9.17	江渡商事(株)八戸営業所 青森県八戸市小中野1-2-23	早期に修理を実施しないと診療に支障をきたすため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,995,000	-	-	早期に修理を実施しないと診療に支障をきたすため。	13	
照射濃厚血小板 B型 10単位 他 9品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	宮城県赤十字血液センター 宮城県仙台市泉区明通2-6-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	20,992,568	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム他 34品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	17,117,660	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	仙台市 宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	64,138,411	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	(株)東北電力 宮城県仙台市青葉区 本町1-7-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	93,640,000	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	仙台市 宮城県仙台市青葉区 国分町3-7-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	19,802,860	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	仙台市 宮城県仙台市青葉区 国分町3-7-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	36,865,647	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	日本郵政(株) 宮城県仙台市青葉区 一番町1-1-34	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,145,870	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	セルコホーム(株) 宮城県仙台市青葉区 上杉2-1-14	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外には契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,600,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	フクダライフテック南東北(株) 宮城県仙台市泉区高玉町5-17	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	12,881,845	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,586,505	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	シバティンテック(株) 宮城県仙台市若林区卸町2-11-3	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,300,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	丸木医科器械(株) 宮城県仙台市太白区西中田3-20-7	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,591,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	フジ・レスピロニクス(株) 東京都千代田区神田司町2-6	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,185,700	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	フクダ電子南東北販売(株) 宮城県仙台市青葉区木町通1-8-12	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,629,600	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,732,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	タクシーチケットサービス(株) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町95-2	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	7,292,470	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.4.1	(株)青葉タクシー 宮城県仙台市宮城野区田子1-8-45	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	5,657,550	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
血管撮影装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.7.31	シーメンス朝日メディック(株) 宮城県仙台市太白区富沢南2-8-9	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,869,840	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
持続陽圧呼吸療法治療器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 加藤 哲夫	20.4.1	株式会社 いわしや 秋田県大館市豊町9-46	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,386,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
薬品購入単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 加藤 哲夫	20.4.1	秋田県赤十字血液センター 秋田県秋田市川尻町字大川反233-186	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,547,059	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 加藤 哲夫	20.8.1	大館市 秋田県大館市字中城20	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,983,000	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
在宅酸素供給装置	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 加藤 哲夫	20.4.1	帝人在宅医療株式会社 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,580,040	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため。	19	
ウルトラテクネカウ注(10MBq)購入	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,315,880	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
照射赤血球濃厚液LR-2A型400ml他2品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	20.4.1	福島県赤十字血液センター 福島県福島市永井川字北原田17	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,824,664	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	20.4.1	いわき市 福島県いわき市平字梅本21	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	22,641,490	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	20.4.1	東北電力(株) 福島県いわき市平作町1-5-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	43,831,543	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	20.4.1	(有)内郷タクシー 福島県いわき市内郷綴町川原田35-1	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	1,647,850	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
ペースメーカー他19品目	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	20.4.1	テスコ(株) 福島県郡山市西の内1-3-24	患者の病状等にあわせ購入するため、予め大量購入ができない医療機器(ペースメーカー等)の購入及び緊急を要する医療機器の契約であり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	103,424,223	-	-	患者の病状等にあわせ購入するため、予め大量購入ができない医療機器(ペースメーカー等)の購入及び緊急を要する医療機器の契約である。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	東京電力㈱ 東京都品川区西五反田5-3-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	28,353,850	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	神栖市役所水道課 茨城県神栖市溝口 4991-5	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	4,938,368	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
照射赤血球農耕液LR「日赤」2他6品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	茨城県赤十字血液センター 茨城県水戸市千波山 508	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	17,184,336	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
ウルトラテクネカウ1.85GBq他23品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,402,690	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
手術台修理	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.8.15	㈱ムトウ 北海道札幌市北区北 十一条西4-1	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,365,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
超音波診断装置プローブ修理	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.4	東芝メディカルシステムズ㈱ 栃木県大田原市下石上1385	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,365,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
酸素濃縮機ポンベ等賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	16,184,700	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,370,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
酸素濃縮機ポンベ等賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	フクダライフテック常業㈱ 千葉県千葉市中央区南町2-15-9	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,912,300	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	フクダライフテック常業㈱ 千葉県千葉市中央区南町2-15-9	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,745,600	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
持続陽圧呼吸療法装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	フクダライフテック常葉 株式会社 千葉県千葉市中央区 南町2-15-9	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,932,800	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
ガス料契約	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	東部液化石油株式会社 茨城県神栖市平泉東 2-11-9	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,012,485	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	
電話料契約	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	東日本電信電話 東京都新宿区西新宿3 丁目19-2	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,722,546	-	-	長期継続契約のため。	8	
タクシー提供利用料	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.4.1	(南)港タクシー 茨城県神栖市土合中 央3-7-15	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,208,800	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
ウルトラテクネカウ 他23品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 深尾 立	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	29,755,575	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
血液29品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 深尾 立	20.4.1	千葉県赤十字センター 千葉県船橋市豊富町 690	血液製剤は当該業者以外購入できない ものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	58,102,577	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。	1	
アルブミン製剤購入	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 深尾 立	20.4.1	千葉県赤十字センター 千葉県船橋市豊富町 690	血液製剤は当該業者以外購入できない ものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	3,810,067	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。	1	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 深尾 立	20.4.1	千葉県水道局 千葉県市原市五所 1445-4	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	3,041,637	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 深尾 立	20.4.1	市原市役所 千葉県市原市国分寺 台中央1-1-1	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	16,309,644	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 深尾 立	20.4.1	大多喜ガス株式会社 千葉県茂原市茂原661	ボイラー設備運転等、施設運営のため のガス購入契約であるが、当該地域に おけるガス供給業者は当該業者に限ら れており、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	1,525,654	-	-	当該地域におけるガス供給業者 は当該業者に限られているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又 は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	帝人在宅医療東京 (株) 東京都港区西新橋1- 1-3	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	25,194,330	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅持続呼吸療法装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	帝人在宅医療東京 (株) 東京都港区西新橋1- 1-3	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	13,167,420	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	帝人在宅医療東京 (株) 東京都港区西新橋1- 1-3	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	5,407,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	東京都水道局 東京都大田区大森本 町1-7-10	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	45,281,696	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
放射性同位元素購入 ウルトラテクネカウT0-99m	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	3,441,000	-	-	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射性同位元素購入 塩化タリウム注NMPシリンジ	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,870,400	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
放射性同位元素購入 ニューロライト	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,634,000	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液購入 人全血液-LR「日赤」A型400ml	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	東京都赤十字血液センター 東京都渋谷区広尾4-1-31	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,381,966	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
血液購入 人全血液-LR「日赤」O型400ml	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	東京都赤十字血液センター 東京都渋谷区広尾4-1-31	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,518,024	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
血液購入 人全血液-LR「日赤」B型400ml	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	東京都赤十字血液センター 東京都渋谷区広尾4-1-31	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,633,800	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 野村 和弘	20.4.1	東日本電信電話(株) 東京都港区港南1-9-1	長期継続契約のため。会計細則第52条 第6号に該当するため。	-	3,130,073	-	-	長期継続契約のため。		8
照射赤血球MAP 他購入	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	(認)神奈川県赤十字 血液センター 神奈川県川崎市中原 区井田2-27-2	血液製剤は当該業者以外購入できない ものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	110,710,424	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。		1
クエン酸ガリウムG67注射液 他14件購入	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	(社)日本アイトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	18,531,345	-	-	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであるため。		1
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎 区宮本町1	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条6号に該当するた め。	-	44,002,760	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。		8
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	川崎市 川崎市川崎区宮本町1	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条6号に該当するた め。	-	44,077,049	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。		8

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	東日本電信電話(株) 神奈川県横浜市西区 みなとみらい4-7-3	長期継続契約のため。会計細則第52条 第6号に該当するため。	-	3,561,081	-	-	長期継続契約のため。	8	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	フクダライフテック(株) 神奈川県横浜市都筑 区茅ヶ崎南2-23-14	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	2,079,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	帝人在宅酸素(株) 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-15-16 新 横浜日興ビル3F	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	11,411,400	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	エア・ウォーター(株) 東京都港区虎ノ門3- 18-19	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	1,548,750	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	帝人在宅酸素(株) 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-15-16 新 横浜日興ビル3F	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	4,539,154	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
持続陽圧呼吸治療器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	フクダライフテック(株) 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南2-23-14	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	7,276,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
職員宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.8.10	(株)イズムコーポレイション 神奈川県川崎市中原区小杉町3-430 コパビル5階	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,880,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	20.4.1	(株)臨港交通 神奈川県川崎市川崎区中瀬3-21-6	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	6,429,230	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	神奈川県赤十字血液センター 神奈川県川崎市中原区井田2-27-2	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	97,197,214	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射線医薬品等購入(クエン酸ガリウム-Ga67注射液 他94件)	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	56,911,107	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	横浜市環境創造局 神奈川県横浜市中区 真砂町2-22	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	83,139,888	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	横浜市水道局 神奈川県横浜市中区 港町1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	74,162,368	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	日本郵政(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,828,029	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	ソリューション(株) 神奈川県横浜市中区 根岸町3-216-101	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,593,200	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
酸素濃縮器他賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸 町2-1-1-5F	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	102,870,075	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
小児人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	(株)東機質 東京都港区東麻布2-3-4	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,381,400	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	12,512,808	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	東日本電信電話(株) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町2-10	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,565,063	-	-	長期継続契約のため。	8	
X線CT装置管球交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.5.2	東芝メディカルシステムズ(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	17,745,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
心血管撮影装置X線管球交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.5.15	シーメンス旭メディック(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-1-4	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	11,340,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
心血管撮影装置コリメーター交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.5.15	シーメンス旭メディテック(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-1-4	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	3,588,900	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
心血管撮影装置画像モニター交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.8.11	シーメンス旭メディテック(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-1-4	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	7,293,300	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	(有)土志田ビル 神奈川県横浜市港北区鳥山町126	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	443,701,908	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該事業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	190,710,816	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
駐車場賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,520,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.4.1	金港交通(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜1-5-3	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	18,784,680	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
超音波診断装置モニター交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.8.25	持田シーメンスメディカルシステム(株) 東京都品川区東五反田3-20-14 高輪パークタワー	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,199,940	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため。	13	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	東北電力(株)新潟県中央営業所 新潟県三条市旭町1-11-2	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	50,992,000	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	燕市企業局 新潟県燕市吉田日之出町1-2	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	8,927,000	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
血液製剤購入 赤血球濃厚液LR1単位他9品目	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	新潟県赤十字血液センター 新潟県新潟市中央区関屋下川原町1-3-12	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	79,942,287	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射性同位元素購入 バービューザミン注185MBq 他13品目	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	27,793,815	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
在宅酸素装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	㈱ジェイメディカル 新潟県新潟市東区紫 竹卸新町1808-22	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,072,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	フジ・レスピロニクス㈱ 東京都文京区湯島1- 5-32	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,202,895	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素装置賃借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,402,380	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため。	19	
在宅液化酸素装置賃借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	新潟溶材㈱ 新潟県三条市西本成 寺2-28-34	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,562,082	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
在宅経鼻的持続陽圧個気宇療法装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 田中 隆一	20.4.1	フジ・レスピロニクス㈱ 東京都千代田区神田 司町2-6	患者が直接装着する医療器具であり、 患者自身が操作する機器であるため、 安全上機種の変更が出来ないため、会 計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,135,575	-	-	患者が直接装着する医療器具で あり、患者自身が操作する機器で あるため、安全上機種の変更が 出来ないため。	19	
テクネMDP注射液他13品目 購入	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	12,379,710	-	-	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであるため。	1	
赤血球濃厚液他9品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	新潟県赤十字血液セン ター 新潟県新潟市中央区 関屋下川原町1-3-12	血液製剤は当該業者以外購入できな いものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	14,962,586	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。	1	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区内幸 町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	11,340,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅用人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	フジ・レスピロニクス㈱ 東京都千代田区神田 司町2-6	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	5,679,555	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
持続陽圧呼吸療法装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	フジ・レスピロニクス㈱ 東京都千代田区神田 司町2-6	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器である ため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	4,573,800	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
JR土地購入	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.24	日本貨物鉄道㈱ 東京都千代田区飯田 橋3-13-1	土地の購入であり、契約の相手方が特 定されているため、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	9,792,090	-	-	土地の購入であり、契約の相手方 が特定されているため。	5	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	東北電力㈱上越営業 所 新潟県上越市大町2- 2-24	病院施設の運営上、緊急災害時におい ても安定した電力供給が補償される業 者との契約が必須であるが、当該地域 においては当該業者以外に安定した電 力供給を補償できる業者がないことか ら、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	37,846,239	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時 においても安定した電力供給が補 償される業者との契約が必須であ るが、当該地域においては当該業 者以外に安定した電力供給を補 償できる業者がないため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1- 1-3	ボイラー設備運転等、施設運営のため のガス購入契約であるが、当該地域に おけるガス供給業者は当該業者に限ら れており、会計細則第52条第6号に該当 するため。	-	2,981,582	-	-	当該地域におけるガス供給業者 は当該業者に限られているため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 酒井 邦夫	20.4.1	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1- 1-3	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	27,244,590	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新鮮凍結血漿-LR「日赤」120ml他44品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	富山県赤十字血液センター 富山県富山市飯野26-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	32,580,756	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウムGa67注射液37MBq他75品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	22,225,598	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
FDG(放射性同位元素)購入	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	35,355,600	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	魚津市役所 富山県魚津市釈迦堂1-10-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,307,200	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
オーダリングシステム再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	(株)石川コンピュータセンター 石川県金沢市無量寺町ハ6-1	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,594,918	-	-	基幹システムの再リース契約であり、システムを変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
酸素濃縮器ほか賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,772,850	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
持続陽圧人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,442,950	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
酸素濃縮器ほか賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	北酸(株) 富山県富山市本町11-5	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,045,776	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建照	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	34,848,450	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備考
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸 町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,382,778	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
睡眠時無呼吸治療器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸 町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,135,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	静岡県赤十字血液センター 静岡県静岡市葵区北 安東4-27-2	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	42,022,125	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射性同位元素購入	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	18,989,985	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	中部ガス(株) 静岡県浜松市東区西 塚町200	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	32,660,732	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	中部電力㈱ 静岡県浜松市中区鴨江町22-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	47,149,732	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	浜松市水道部 静岡県浜松市中区住吉5-13-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,691,962	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	日本郵政(株) 静岡県浜松市東区西塚町302	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,586,090	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,923,072	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
駐車場賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,872,800	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
駐車場賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	内田管財㈱ 静岡県浜松市中区野口町218	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,800,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	個人 静岡県浜松市	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,320,000	-	-	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	犬塚産業 静岡県浜松市中区元城町113-20	賃貸借契約であり契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため会計細則第52条第6号に該当するため	-	900,000	-	-	賃貸借契約であり契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	個人 静岡県浜松市	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,200,000	-	-	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場賃借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.4.1	個人 静岡県浜松市	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	864,000	-	-	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	名古屋市上下水道局 愛知県名古屋市中区 三の丸3-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	36,465,297	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
在宅人工呼吸器賃借(BIPAP A)	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	CTM(株) 愛知県名古屋市昭和区吹上町1-201	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	7,917,630	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅持続陽圧呼吸装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	CTM(株) 愛知県名古屋市昭和区吹上町1-201	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	12,790,890	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅持続陽圧呼吸装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	帝人在宅医療中部(株) 愛知県名古屋市東区泉1-12-35	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,543,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	帝人在宅医療中部(株) 愛知県名古屋市東区泉1-12-35	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	14,442,750	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又 は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	㈱エパホームケアサー ビス 愛知県名古屋市天白 区古川町46	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器である ため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	5,397,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	㈱エパホームケアサー ビス 愛知県名古屋市天白 区古川町46	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器である ため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	2,213,975	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅持続陽圧呼吸装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	㈱エパホームケアサー ビス 愛知県名古屋市天白 区古川町46	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器である ため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	4,622,100	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
赤血球濃厚液他7品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	愛知県赤十字血液セン ター 愛知県瀬戸市南山口 町539-3	血液製剤は当該業者以外購入できない ものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	51,326,110	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。	1	
塩化タリウム他4品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	10,628,310	-	-	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.4.1	NTT西日本支店 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,026,810	-	-	長期継続契約のため。		8
看護支援システム改修業務	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.7.1	富士通エフ・アイ・ピー (株) 東京都江東区青海2丁 目45	現在稼働中のシステムの改修であり、システムの構造等を熟知している製造メーカーでなければ業務の履行ができないため会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,572,500	-	-	現在稼働中のシステムの改修であり、システムの構造等を熟知している製造メーカーでなければ業務の履行ができないため。		19
オーダーリング及び医事システム改修業務	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6 契約担当役 院長 堀田 饒	20.7.1	富士通エフ・アイ・ピー (株) 東京都江東区青海2丁 目45	現在稼働中のシステムの改修であり、システムの構造等を熟知している製造メーカーでなければ業務の履行ができないため会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,887,500	-	-	現在稼働中のシステムの改修であり、システムの構造等を熟知している製造メーカーでなければ業務の履行ができないため。		19
在宅療法用酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	(株)エバホームケア サービス 愛知県名古屋市天白 区古川町46	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	27,092,800	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。		19
在宅療法用酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	フクダライフテック中部 (株) 愛知県名古屋市東区 筒井町4-39	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	18,889,206	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。		19

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
在宅人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	(株)エバホームケア サービス 愛知県名古屋市中区 古川町46	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	16,472,400	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	フクダライフテック中部 (株) 愛知県名古屋市中区 筒井町4-39	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,617,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
赤血球MAP購入	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	愛知県赤十字血液センター 愛知県瀬戸市南山口 町539-3	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	18,494,871	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
ラジオアイソトープ購入	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	23,973,447	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	中部電力(株) 愛知県名古屋市中区 千代田2-12-14	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	19,522,360	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
ガス需給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 勝屋 弘忠	20.4.1	東邦ガス(株) 愛知県名古屋熱田区桜田町19-18	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	21,371,949	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	
在宅酸素療法酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,292,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
難治性骨折超音波治療器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	在宅で使用する機器であり、機器変更に伴う操作ミスなどで起こりうる医療事故の危険性を回避することが必要不可欠であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,404,900	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	関西電力(株) 大阪府大阪市北区中之島3-6-16	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	476,841,000	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.7.1	フクダ電子南近畿販売 株式会社 大阪府堺市堺区大町 西1-1-25	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,024,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	日本赤十字社 東京都港区芝大門1- 1-3	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	103,569,650	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
アイントープ(放射線医薬品)等 購入	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	(社)日本アイントープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	59,355,965	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,577,662	-	-	長期継続契約のため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	日本郵政(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,217,080	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区 分	備 考
CT用管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.5.8	島津メディカルシステムズ(株) 大阪府堺市堺区向陵 西町4-9-20	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	9,345,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
体外衝撃波結石破碎装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.6.27	宮野医療器(株) 兵庫県神戸市中央区 楠町5-4-8	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	2,728,950	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
一般撮影装置管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.8.20	東芝メディカルシステムズ(株) 大阪府堺市堺区南花 田口町2-3-20	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,680,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
一般撮影装置管球交換(KXO-50)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.9.1	東芝メディカルシステムズ(株) 大阪府堺市堺区南花 田口町2-3-20	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,680,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
心エコーPST-30BT交換	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.9.1	東芝メディカルシステムズ(株) 大阪府堺市堺区南花 田口町2-3-20	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,680,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	堺相互タクシー(株) 大阪府堺市北区黒土 町3004-1	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	8,083,986	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	堺市水道局 大阪府堺市北区百舌 鳥梅北町1-39-2	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	55,266,438	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	20.4.1	堺市水道局 大阪府堺市北区百舌 鳥梅北町1-39-2	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	55,623,025	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
CAPD他賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	バクスター(株) 東京都中央区晴海1- 8-10	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,274,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	(株)レオパレス21 大阪府大阪市北区浪 花町14-22	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,850,380	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
照射赤血球濃厚液他5品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	兵庫県赤十字血液センター 兵庫県神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-5	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	82,869,406	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
ウルトラテクネカウ他44品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	79,899,750	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	尼崎市水道局 兵庫県尼崎市七松町 2-4-16	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	82,375,697	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
FDG(放射性同位元素)購入	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	43,395,800	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 奥 謙	20.4.1	日本交通(株) 兵庫県尼崎市稲葉元町 3-21-15	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	20,242,460	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	大阪ガス(株) 大阪府大阪市平野町 4-1-2	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,032,092	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	神戸市 兵庫県神戸市中央区 加納町6-5-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	32,559,852	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
コージェネレーション用ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	大阪ガス(株) 大阪府大阪市平野町 4-1-2	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	43,649,421	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,813,811	-	-	長期継続契約のため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	日本郵政(株) 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-2	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,775,100	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
薬品購入 新鮮凍結血漿他8点	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	兵庫県赤十字血液センター 兵庫県神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-5	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	44,493,521	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
薬品購入 塩化タリウム他3点	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 水野 耕作	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	15,827,890	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
照射赤血球濃厚液他購入	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	和歌山県赤十字血液センター 和歌山県和歌山市栄 谷字丸江153	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,348,970	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
赤十字アルブミン購入	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	和歌山県赤十字血液センター 和歌山県和歌山市栄 谷字丸江153	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,614,993	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
ニューロライト注射液他購入	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	23,996,490	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	関西電力㈱ 和歌山県和歌山市岡 山丁40	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	74,917,862	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	大阪ガス㈱ 和歌山県和歌山市岡 山丁40	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されており、会計細則第52条6号に該当するため。	-	12,119,004	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	和歌山市水道局 和歌山県和歌山市7番 丁23	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	28,265,098	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
在宅酸素機器賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区内幸 町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,104,320	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素機器賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	テルモメディカルケア㈱ 和歌山県和歌山市太 田314-1ハーベスト 番館102号	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,240,175	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区 分	備 考
在宅酸素機器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	フクダライフテック南近 畿㈱ 大阪府堺市大浜北町 2-2-16	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	1,238,076	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
在宅持続陽圧呼吸療法装置賃 借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	20.4.1	フクダライフテック南近 畿㈱ 大阪府堺市大浜北町 2-2-16	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	1,857,513	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	20.4.1	(社)日本産業カウンセ ラー協会 東京都港区芝大門1- 1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話 で対応するカウンセリング業務であり、 専門性と経験、知識を必要とするのみな らず、同一の相談者に対する継続性も 必要とされることから、会計細則第52条 第6号に該当するため。	-	4,188,030	-	-	当該業務は、勤労者からの相談 に電話で対応するカウンセリング 業務であり、専門性と経験、知識 を必要とするのみならず、同一の 相談者に対する継続性も必要とさ れるため。	19	
照射赤血球濃厚液A400cc他 101品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	20.4.1	(認)鳥取県赤十字血 液センター 鳥取県鳥取市江津370	血液製剤は当該業者以外購入できな いものであり、会計細則第52条第6号に該 当するため。	-	66,720,341	-	-	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであるため。	1	
ニューロライト注射液第一60 OMBq1本入他52品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	20.4.1	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	18,944,625	-	-	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
天然ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	20.4.1	米子瓦斯(株) 鳥取県米子市旗ヶ崎 2200	当該地域において天然ガスを供給できる業者は当該業者に限られており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,779,965	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	20.4.1	中国電力(株) 鳥取県米子市加茂町 2-51	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	37,442,157	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	20.4.1	米子市水道局 鳥取県米子市車尾南 2-8-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	15,939,313	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	岡山市水道局 岡山県岡山市鹿田町 2-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	33,834,926	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	日本郵政(株) 岡山県岡山市築港栄 町9-20	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,840,720	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射線医薬品購入	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	29,677,725	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.3.31	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	7,606,830	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
人工呼吸器賃借(バーチュオンLX他)	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	フジ・レスピロニクス(株) 岡山県岡山市今7-18-29	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,993,250	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素機器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	帝人在宅医療西日本(株) 広島県広島市中区鞆町13-4	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	45,312,642	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	岡山県赤十字血液センター 岡山県岡山市いずみ町3-36	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	50,855,623	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
タクシー提供契約	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	20.4.1	(協)クレジット岡山 岡山県岡山市西大寺 中2-8-16	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であり、会計細則第52条第15号に該当するため。	-	2,099,900	-	-	認可で定められた料金であり競争性がない運送業務であるため。	19	
吸着型酸素濃縮器・携帯用酸素ボンベ・呼吸同調式デマンドバルブ賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	福興酸素(株) 広島県呉市広白岳3-1-52	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,931,373	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
従圧式陽圧人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,974,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
酸素濃縮器・携帯用酸素ボンベ・呼吸同調式デマンドバルブ賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	フクダライフテック中国(株) 広島県広島市西区観音本町2-3-4	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,632,960	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
設置型液化酸素装置及び携帯型液化酸素装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	山脇酸素(株) 広島県尾道市山波町3038-3	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,852,200	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又 は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区 分	備 考
院内・在宅人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	フジ・レスピロニクス (株) 岡山県岡山市今7-18- 29	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	3,979,500	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
持続陽圧呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	フジ・レスピロニクス (株) 岡山県岡山市今7-18- 29	医療安全の確保の観点から、同一機器 により継続契約が必要な医療機器であ るため、会計細則第52条第6号に該当す るため。	-	2,310,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同 一機器により継続契約が必要な 医療機器であるため。	19	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	中国電力(株) 広島県呉市西中央2- 2-11	病院施設の運営上、緊急災害時におい ても安定した電力供給が補償される業 者との契約が必須であるが、当該地域 においては当該業者以外に安定した電 力供給を補償できる業者がないことか ら、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	107,576,416	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時 においても安定した電力供給が補 償される業者との契約が必須であ るが、当該地域においては当該業 者以外に安定した電力供給を補 償できる業者がないため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	広島ガス(株) 広島県広島市南区皆 実町2-7-1	ボイラー設備運転等、施設運営のため のガス購入契約であるが、当該地域に おけるガス供給業者は当該業者に限ら れており、会計細則第52条6号に該当す るため。	-	144,825,298	-	-	当該地域におけるガス供給業者 は当該業者に限られているため。	8	
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	呉市水道局 広島県呉市西中央3- 1-5	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条6号に該当するた め。	-	29,691,312	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
クリアボン注他5品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	20,156,430	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	20.4.1	日本赤十字社 東京都港区芝大門1-1-3	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	38,897,492	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	中国電力㈱ 広島県呉市西中央2-2-11	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	36,168,273	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	山陽小野田市水道局 山口県山陽小野田市日の出1-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	10,958,177	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	山口合同ガス㈱ 山口県下関市本町3-1-1	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られており、会計細則第52条6号に該当するため。	-	1,051,652	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
電話料金	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	西日本電信電話㈱ 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	長期継続契約のため。会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,250,075	-	-	長期継続契約のため。	8	
照射濃厚血小板「日赤」他6品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	山口県赤十字血液センター 山口県山口市野田字 野田172-5	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	30,649,860	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クリアボン注74OMBQ他1品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,288,240	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
輸血用全血液製剤及び血液成分製剤購入	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	香川県赤十字血液センター 香川県高松市郷東町 字新開587-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	76,335,618	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	四国電力(株) 香川県高松市丸の内 2-5	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,193,579	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	丸亀市役所 香川県丸亀市大手町 2-3-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	10,665,848	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
後納郵便料	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	日本郵政(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であって、当該契約の性質または目的が競争を許さないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,159,515	-	-	郵便料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)による契約であり、契約の性質上または目的が競争を許さないため。	9	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,340,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,024,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区 分	備 考
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,892,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,716,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
クエン酸ガリウム-GA67注射液他41品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	22,021,965	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
在宅酸素治療器 賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	フクダライフテック四国(株) 香川県高松市林町 1955-8	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,314,700	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
在宅酸素治療器 賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	高松帝酸(株)多度津事務所 香川県仲多度郡多度津町西港町36	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,320,500	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため	19	
在宅酸素治療器 賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	7,586,040	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため	19	
従圧式陽圧人工呼吸器 賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 井上 一	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,407,000	-	-	患者が直接装着する医療器具であり、患者自身が操作する機器であるため、安全上機種の変更が出来ないため	19	
血液購入	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	愛媛県赤十字血液センター 愛媛県松山市高岡町80-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	31,686,964	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射性同位元素購入	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	15,498,504	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	(株)四国電力 愛媛県新居浜市菊本町9-32	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	74,346,365	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	新居浜市水道局 愛媛県新居浜市一宮町1-5-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	25,124,005	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
駐車場管理機器再リース契約	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	ジーイーキャピタルリーシング(株) 東京都港区赤坂3-3-5	再リース契約であり、随意契約によらなければ多大な費用が発生することから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,014,300	-	-	当該機器の再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないため。	19	
在宅酸素濃縮装置・携帯用酸素ボンベ・呼吸同調式デマンドバルブ賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	帝人在宅医療(株) 愛媛県松山市空港通1-14-11 空港中央ビル	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,809,800	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素濃縮装置・携帯用酸素ボンベ・呼吸同調式デマンドバルブ賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	(株)高松帝酸 愛媛県新居浜市菊本町2-13-41	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,069,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
在宅酸素濃縮装置・携帯用酸素ボンベ・呼吸同調式デマンドバルブ賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	フクダライフテック四国(株) 香川県高松市林町 1955-8	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,503,850	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
業務用節水システム再リース契約	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.9.1	東銀リース(株) 東京都中央区日本橋 本町1-9-13 日本橋本 町1丁目ビル	再リース契約であり、随意契約によらなければ多大な費用が発生することから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	7,226,400	-	-	当該機器の再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないため。	19	
X線テレビ装置エックス線管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.5.1	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 香川県高松市伏石町 55-1	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	7,875,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.4.1	(株)朝日ガス 愛媛県新居浜市久保 田町3-2-1	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,752,286	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
ガスタービン発電設備蓄電池交換工事	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 篠崎 文彦	20.5.1	四国工販(株) 徳島県徳島市城西3丁 目51-5	設置メーカーであり現在までの機器の状況、経緯等の専門があり、修復作業等は他のメーカーでは対応できないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,150,000	-	-	設置メーカーであり現在までの機器の状況、経緯等の専門があり、修復作業等は他のメーカーでは対応できないため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
照射赤血球濃厚液-LR「日赤」2他購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	福岡県北九州赤十字センター 福岡県北九州市八幡西区相生町15-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	81,506,919	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム-Ga67注射液他23品目購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	28,943,010	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	西部ガス(株) 福岡県福岡市博多区千代1-17-1	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	34,579,448	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	九州電力(株) 福岡県北九州市小倉北区米町2-3-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	78,116,811	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	北九州市水道局 福岡県北九州市小倉北区大手町1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	88,772,552	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,814,330	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
体外式人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	アイ・エム・アイ㈱ 埼玉県越谷流通団地3-3-12	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,650,600	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器(Velaコンプリ)賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	アイ・エム・アイ㈱ 埼玉県越谷流通団地3-3-12	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,299,530	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器(LP-6)賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.4.1	㈱マルコ 福岡県北九州市小倉南区徳力新町2-9-17	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	945,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
X線TV装置HS-10A撮像管(I-1)交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.5.13	島津メディカルシステムズ㈱ 大阪府大阪市淀川区宮原3-5-24	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	6,720,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
X線TV装置HS-10A管球交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	20.5.13	島津メディカルシステムズ㈱ 大阪府大阪市淀川区 宮原3-5-24	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	2,520,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応来ないため。	13	
照射赤血球MAP他購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	福岡県赤十字センター 福岡県筑紫野市上古賀1-2-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,974,004	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
在宅酸素賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	(株)帝人在宅酸素 神奈川県横浜市港北区新横浜2-15-16 新横浜日興ビル3F	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,111,550	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	(株)常磐薬品 山口県宇部市大字妻崎開作860-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,186,329	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
人工呼吸器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	(株)アステム 福岡県福岡市博多区東比恵4-3-10	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,786,977	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	西部ガス(株) 福岡県福岡市博多区千代1-17-1	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	27,525,659	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	(株)九州電力 福岡県北九州市小倉北区米町2-3-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	50,404,656	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 中島 康秀	20.4.1	北九州市水道局 福岡県北九州市小倉北区大手町1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	3,368,807	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 林 邦昭	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3階	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
核医学診断装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 林 邦昭	20.9.30	島津メディカルシステムズ(株) 大阪府大阪市淀川区宮原3-5-24	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,470,000	-	-	安全確保及び診療への影響を考慮し早急に修理を行う必要があり、競争に付する期間がとれないことから納入元で当該医療機器を熟知している当該業者以外出対応出来ないため。	13	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
MRI撮影装置再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 林 邦昭	20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	医療機器の再リース契約であり、機器を変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,113,020	-	-	医療機器の再リース契約であり、機器を変更すると診療に支障をきたすおそれがあるため。	19	
都市ガス	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 林 邦昭	20.4.1	西部ガス(株) 長崎県佐世保市万津町7-36	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,535,511	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	
電力料	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 林 邦昭	20.4.1	九州電力(株) 長崎県佐世保市石町4-12	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	67,597,912	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 林 邦昭	20.4.1	佐世保市水道局 長崎県佐世保市八幡町4-8	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,204,574	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
在宅酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	15,220,857	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
在宅睡眠時無呼吸症候群装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	フジ・レスピロニクス㈱ 東京都千代田区神田 司町2-6	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,079,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅睡眠時無呼吸症候群装置賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	フクダライフテック九州㈱ 福岡県福岡市博多区 東那珂3-2-23	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,852,000	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅液化酸素濃縮器賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	熊本医療ガス㈱ 熊本県熊本市下硯川 町2205	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,713,590	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	九州電力㈱ 長崎県佐世保市福石 町4-12	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	69,924,476	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	九州ガス㈱ 長崎県諫早市幸町1- 23	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,263,024	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限定されているため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
駐車場土地賃借(第一)	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,400,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場土地賃借(第二)	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,460,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場土地賃借(第三)	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,900,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
駐車場土地賃借(第四)	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	個人	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外におらず、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,100,000	-	-	特定の土地の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
宿舍賃借(ローテート3戸分)	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,332,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射性同位元素(ウルトラテクネカウ3.7GBq)購入	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,994,666	-	-	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液購入(赤血球濃厚液-LR「日赤」他13件)	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.4.1	熊本県赤十字血液センター 熊本県 熊本市長嶺南2-1-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	42,126,755	-	-	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射線治療装置(RI)修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 小川 道雄	20.9.30	(株)Varian ME メディカルシステム 福岡県福岡市博多区博多駅2-6-23	当該機の修理はメーカーにしか対応できないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,249,500	-	-	当該機の修理はメーカーにしか対応できないため。	19	
在宅酸素賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	20.4.1	フクダライフテック中国(株) 岡山県岡山市今8-11-14	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	936,900	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	
在宅酸素賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	20.4.1	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,145,780	-	-	医療安全の確保の観点から、同一機器により継続契約が必要な医療機器であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	20.4.1	吉備中央町 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,265,809	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター 〒820-8508 福岡県飯塚市大字伊岐須550-4 契約担当役 院長 芝 啓一郎	20.4.1	九州電力(株) 福岡県飯塚市新飯塚 23-32	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	34,576,329	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター 〒820-8508 福岡県飯塚市大字伊岐須550-4 契約担当役 院長 芝 啓一郎	20.4.1	飯塚市水道局 福岡県飯塚市新立岩 5-5	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	11,787,910	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災看護専門学校 〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38 契約担当役 校長 真鍋 邦彦	20.4.1	釧路市上下水道サービス課 北海道釧路市南大通 2-1-121	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	1,105,599	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電力料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災看護専門学校 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 小柳 知彦	20.4.1	北海道電力(株) 北海道釧路市幸町8-1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,904,412	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災看護専門学校 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 校長 深尾 立	20.4.1	東京電力㈱ 東京都千代田区内幸 町1-1-3	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,120,409	-	-	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
ガス料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災看護専門学校 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 校長 深尾 立	20.4.1	大多喜ガス㈱ 千葉県茂原市茂原661	ボイラー設備運転等、施設運営のためのガス購入契約であるが、当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られており、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,716,360	-	-	当該地域におけるガス供給業者は当該業者に限られているため。	8	
上水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災看護専門学校 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 校長 深尾 立	20.4.1	千葉県水道局 千葉県市原市五所 1445-4	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,441,460	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災看護専門学校 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 校長 深尾 立	20.4.1	市原市役所 千葉県市原市国分寺 台中央1-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,736,760	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電気	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災看護専門学校 〒455-0018 愛知県名古屋港区港明1-10-5 契約担当役 校長 南木 道生	20.4.1	中部電力 愛知県名古屋市中区 東新町1	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,688,610	-	-	病院施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災看護専門学校 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 校長 清水 信義	20.4.1	岡山市水道局 岡山県岡山市鹿田町 2-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,891,452	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災看護専門学校 〒866-0826 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 校長 吉田 顕正	20.4.1	九州電力㈱八代営業所 熊本県八代市塩屋町 4-38	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,386,000	-	-	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
免荷重・速度自動制御機能付き吊り上げ式レッドミルの試作	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション工学センター 〒455-0018 名古屋港区港明1-10-6 契約担当役 所長 堀田 饒	20.9.2	㈱松栄電子研究所 愛知県豊明市沓掛町 長田26-145	特許の絡む試作であり、研究者の要求に応じてその都度迅速な対応が必要のため、相当な知識・技術力及び対応能力が必要のため随意契約を実施し、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,092,500	-	-	特許の絡む試作であり、研究者の要求に応じてその都度迅速な対応が必要のため、相当な知識・技術力及び対応能力が必要のため随意契約を実施した。	19	
「勤労者心の電話相談」相談業務	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院勤労者予防医療センター 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 所長 三浦 幸雄	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1- 1-35	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,857,868	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とするため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院勤労者予防医療センター 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 所長 野村 和弘	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1- 1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院勤労者予防医療センター 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 所長 野村 和弘	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,262,500	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院勤労者予防医療センター 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 所長 大橋 誠	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
対面型カウンセリング業務	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院勤労者予防医療センター 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 所長 大橋 誠	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,200,000	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院勤労者予防医療センター 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 所長 奥 謙	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,307,684	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
勤労者心の電話相談業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院勤労者予防医療センター 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 所長 碓井 亜	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	4,153,842	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
対面型カウンセリング業務	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院勤労者予防医療センター 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 所長 豊永 敏宏	20.4.1	(社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3F	当該業務は、勤労者からの相談に電話で対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされることから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,200,000	-	-	当該業務は、勤労者からの相談に対応するカウンセリング業務であり、専門性と経験、知識を必要とするのみならず、同一の相談者に対する継続性も必要とされるため。	19	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 所長 濱田 篤郎	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該事業者以外には契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,920,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション宮城作業所 〒981-0121 宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2 契約担当役 所長 小松 哲郎	20.4.1	利府町水道事業 宮城県宮城郡利府町 利府字新並松4番地	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,774,767	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション宮城作業所 〒981-0121 宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2 契約担当役 所長 小松 哲郎	20.4.1	東北電力(株) 宮城県仙台市青葉区 本町1-7-1	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,240,508	-	-	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション千葉作業所 〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3201-13 契約担当役 所長 鈴木 秀	20.4.1	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,500,595	-	-	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がいないため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション福井作業所 〒916-0015 福井県鯖江市御幸町3-8-4 契約担当役 所長 田中 猛夫	20.4.1	北陸電力(株) 富山県富山市牛島長 15-1	施設の運営上、緊急災害時においても 安定した電力供給が補償される業者と の契約が必須であるが、当該地域にお いては当該業者以外に安定した電力供 給を補償できる業者がいないことから、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,285,916	-	-	施設の運営上、緊急災害時にお いても安定した電力供給が補償さ れる業者との契約が必須である が、当該地域においては当該業 者以外に安定した電力供給を補 償できる業者がいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション福井作業所 〒916-0015 福井県鯖江市御幸町3-8-4 契約担当役 所長 田中 猛夫	20.4.1	鯖江市水道局 福井県鯖江市西山町 13-1	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	821,612	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション長野作業所 〒393-0091 長野県諏訪郡下諏訪町社7001 契約担当役 所長 岡村 知彦	20.4.1	中部電力(株) 愛知県名古屋市中東区 東新町1番地	施設の運営上、緊急災害時においても 安定した電力供給が補償される業者と の契約が必須であるが、当該地域にお いては当該業者以外に安定した電力供 給を補償できる業者がいないことから、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,006,701	-	-	施設の運営上、緊急災害時にお いても安定した電力供給が補償さ れる業者との契約が必須である が、当該地域においては当該業 者以外に安定した電力供給を補 償できる業者がいないため。	8	
水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション長野作業所 〒393-0091 長野県諏訪郡下諏訪町社7001 契約担当役 所長 茂野 卓	20.4.1	下諏訪町役場 長野県諏訪郡下諏訪 町4613-8	法令等で契約先が特定されているた め、会計細則第52条第6号に該当するた め。	-	1,408,810	-	-	法令等で契約先が特定されてい るため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション愛知作業所 〒489-0964 愛知県瀬戸市上之山町2-184 契約担当役 所長 南木 道生	20.4.1	中部電力(株) 愛知県名古屋市中東区 東新町1番地	施設の運営上、緊急災害時においても 安定した電力供給が補償される業者と の契約が必須であるが、当該地域にお いては当該業者以外に安定した電力供 給を補償できる業者がいないことから、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,945,612	-	-	施設の運営上、緊急災害時にお いても安定した電力供給が補償さ れる業者との契約が必須である が、当該地域においては当該業 者以外に安定した電力供給を補 償できる業者がいないため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション愛知作業所 〒489-0964 愛知県瀬戸市上之山町2-184 契約担当役 所長 南木 道生	20.4.1	瀬戸市水道局 愛知県名古屋市中東区 東新町1番地	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,031,309	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
電気料金	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション福岡作業所 〒811-3435 福岡県宗像市用山250 契約担当役 所長 田村 潔	20.4.1	九州電力(株) 福岡県飯塚市新飯塚 23-32	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,507,737	-	-	施設の運営上、緊急災害時においても安定した電力供給が補償される業者との契約が必須であるが、当該地域においては当該業者以外に安定した電力供給を補償できる業者がないため。	8	
下水道使用料	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション福岡作業所 〒811-3435 福岡県宗像市用山250 契約担当役 所長 田村 潔	20.4.1	宗像市役所 静岡県宗像市東郷1-1-1	法令等で契約先が特定されているため、会計細則第52条6号に該当するため。	-	1,397,300	-	-	法令等で契約先が特定されているため。	8	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構青森産業保健推進センター 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F 契約担当役 所長 佐々木 義樓	20.4.1	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2-6-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため	-	10,509,456	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構青森産業保健推進センター 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F 契約担当役 所長 佐々木 義樓	20.3.17	個人 青森県青森市	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	900,000	-	-	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス12F 契約担当役 所長 石川 育成	20.4.1	盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅 西通2-9-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため	-	12,234,520	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健推進センター 〒980-6012 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル12F 契約担当役 所長 嘉数 研二	20.4.1	住友生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 城見1-4-35	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため	-	15,067,200	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田産業保健推進センター 〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-8 アトリオンビル8階 契約担当役 所長 齊藤 征司	20.4.1	日本生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 城見1-4-35	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため	-	11,172,420	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田産業保健推進センター 〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-8 アトリオンビル8階 契約担当役 所長 齊藤 征司	20.4.1	(有)サタケ工業 秋田県秋田市外旭川 前家地51-5	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契 約を締結する必要があることから、物件 の所有者である当該業者以外は契約で きないものであり、会計細則第52条第6 号に該当するため。	-	1,596,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続し て契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構山形産業保健推進センター 〒990-0031 山形県山形市十日町1-3-29 山形殖銀日生ビル6F 契約担当役 所長 須藤 俊亮	20.4.1	日本生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 今橋3-5-12	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,349,824	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構山形産業保健推進センター 〒990-0031 山形県山形市十日町1-3-29 山形殖銀日生ビル6F 契約担当役 所長 須藤 俊亮	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当事業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,032,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構福島産業保健推進センター 〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル9F 契約担当役 所長 小山 菊雄	20.4.1	住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-4	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当事業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,898,832	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構茨城産業保健推進センター 〒310-0021 茨城県水戸市南町1-3-35 水戸南町第一生命ビルディング4F 契約担当役 所長 小林 敏郎	20.4.1	(株)第一ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当事業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,175,720	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構栃木産業保健推進センター 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NICビル7階 契約担当役 所長 松井 寿夫	20.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当事業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,585,640	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構栃木産業保健推進センター 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NICビル7階 契約担当役 所長 松井 寿夫	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当事業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	852,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備考
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構栃木産業保健推進センター 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮ビル7階 契約担当役 所長 松井 寿夫	20.4.1	新日本物産(株) 栃木県宇都宮市陽東 5-32-20	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外には契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	948,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構群馬産業保健推進センター 〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンタービル2階 契約担当役 所長 真下 延男	20.4.1	(財)群馬メディカルセンター 群馬県前橋市千代田町1-7-4	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,320,220	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング2階 契約担当役 所長 櫻井 治彦	20.4.1	ジャパニリアルエステイト アセットマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	15,398,580	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉産業保健推進センター 〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町1-35 千葉ホトサイトタワー13F 契約担当役 所長 能川 浩二	20.4.1	清水総合開発株 東京都港区海岸2-2-6 YS海岸ビル	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,976,100	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階 契約担当役 所長 鈴木 聰男	20.4.1	大星ビル管理(株) 東京都文京区小石川 4-22-2	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	31,839,684	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階 契約担当役 所長 鈴木 聡男	20.4.1	(独)都市再生機構 東京都文京区小石川 4-22-2	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,813,200	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階 契約担当役 所長 鈴木 聡男	20.4.1	東京建物不動産販売(株) 東京都新宿区西新宿 1-25-1	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,260,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所清掃業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階 契約担当役 所長 鈴木 聡男	20.4.1	大星ビル管理(株) 東京都文京区小石川 4-22-2	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,121,400	-	-	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構神奈川産業保健推進センター 〒220-8143 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階 契約担当役 所長 石渡 弘一	20.4.1	(株)安田ビル 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-20-3	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	16,218,096	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟産業保健推進センター 〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6階 契約担当役 所長 興相 建郎	20.4.1	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町 2-6-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,941,052	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構富山産業保健推進センター 〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテック明治生命ビル9F 契約担当役 所長 加須屋 寛	20.4.1	株式会社インテックアメ ニティー 富山県富山市牛島新 町5-5 タワー111	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,496,134	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構石川産業保健推進センター 〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル9階 契約担当役 所長 小山 善子	20.4.1	三菱地所㈱ 愛知県名古屋市中村 区名駅3-28-12	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,466,424	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構福井産業保健推進センター 〒910-0005 福井県福井市大手町2-7-15 明治安田生命福井ビル5F 契約担当役 所長 田中 猛夫	20.4.1	明治安田生命保険相 互会社 東京都港区西新宿1- 9-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,014,104	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構福井産業保健推進センター 〒910-0005 福井県福井市大手町2-7-15 明治安田生命福井ビル5F 契約担当役 所長 田中 猛夫	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契 約を締結する必要があることから、物件 の所有者である当該事業者以外は契約 できないものであり、会計細則第52条第 6号に該当するため。	-	960,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続し て契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構山梨産業保健推進センター 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル4F 契約担当役 所長 佐藤 章夫	20.4.1	住友生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 城見1-4-35	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,071,236	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構山梨産業保健推進センター 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル4F 契約担当役 所長 佐藤 章夫	20.4.1	個人 埼玉県春日部市	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,344,000	-	-	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構長野産業保健推進センター 〒380-0936 長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル3F 契約担当役 所長 虹 暎雄	20.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,642,836	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構岐阜産業保健推進センター 〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命廣瀬ビル11F 契約担当役 所長 岩田 弘敏	20.4.1	大同生命保険(株) 東京都港区海岸1-2-3	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,550,984	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構静岡産業保健推進センター 〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59-6 大同生命・静岡ビル6F 契約担当役 所長 鎌田 隆	20.4.1	大同生命保険(株) 東京都港区海岸1-2-3	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	14,134,176	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構静岡産業保健推進センター 〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59-6 大同生命・静岡ビル6F 契約担当役 所長 鎌田 隆	20.4.1	(有)あいホーム 静岡県静岡市葵区沓谷5-8-5	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	828,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健推進センター 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル7F 契約担当役 所長 藤野 明男	20.4.1	株式会社日建設計、住友生命保険相互会社 〔代理人〕 株式会社スミセイマ ネージメント 大阪府大阪市中央区 城見1-4-35	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	17,774,436	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構三重産業保健推進センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会ビル5F 契約担当役 所長 和田 文明	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該事業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	804,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構三重産業保健推進センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会ビル5F 契約担当役 所長 和田 文明	20.4.1	(社)三重県医師会 三重県津市桜橋2-191-4	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,606,864	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構滋賀産業保健推進センター 〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F 契約担当役 所長 杉本 寛治	20.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,512,932	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃貸契約	独立行政法人労働者健康福祉機構滋賀産業保健推進センター 〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F 契約担当役 所長 杉本 寛治	20.4.1	個人 滋賀県草津市	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	864,000	-	-	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都市中京区車屋御池下ル梅山町361-1 アーハネック御池ビル東館7F 契約担当役 所長 森 洋一	20.4.1	(株)アーハネックス 大阪府大阪市中央区備後町1-7-10 ニッセイ備後町ビル5階	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	15,492,456	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都市中京区車屋御池下ル梅山町361-1 アーハネック御池ビル東館7F 契約担当役 所長 森 洋一	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該事業者以外には契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,320,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都市中京区車屋御池下ル梅山町361-1 アーハネック御池ビル東館7F 契約担当役 所長 森 洋一	20.4.1	(有)ワイトウ 愛知県名古屋市中西区牛島町4-6	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外には契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,080,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所清掃業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル9F 契約担当役 所長 酒井 國男	20.4.1	(株)エスジェイプロパティ マネージメント 東京都中央区京橋3-7-8 アビタシオンビル	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,463,274	-	-	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル9F 契約担当役 所長 酒井 國男	20.4.1	日本三井信託銀行(株) 日本ビルファンド投資法人 東京都千代田区丸の内1-9-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	21,042,864	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル9F 契約担当役 所長 酒井 國男	20.4.1	ニューシティ・エムエルトー有限会社 東京都港区六本木1-6-1	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	996,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル9F 契約担当役 所長 酒井 國男	20.4.1	㈱宅都 大阪府大阪市中央区高麗橋3-2-7 オリックス高麗橋ビル2F	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	852,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8階 契約担当役 所長 西村 亮一	20.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	19,639,740	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所清掃業務委託	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8階 契約担当役 所長 西村 亮一	20.4.1	(株)カワサキライフコーポレーション 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,359,330	-	-	賃貸借契約を締結している契約相手方との契約条項により、相手方が指示する業者以外とは契約出来ないため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構奈良産業保健推進センター 〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル3F 契約担当役 所長 有山 雄基	20.4.1	㈱マルヤマ 奈良県奈良市小川町	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,116,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構奈良産業保健推進センター 〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル3F 契約担当役 所長 有山 雄基	20.4.1	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,222,500	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山産業保健推進センター 〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル6F 契約担当役 所長 柏井 洋臣	20.4.1	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,435,000	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鳥取産業保健推進センター 〒660-0846 鳥取県鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル3階 契約担当役 所長 川崎 寛中	20.4.1	富国生命保険相互会 社 東京都千代田区内幸 町2-2-2	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,384,936	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構島根産業保健推進センター 〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル5階 契約担当役 所長 中島 雪夫	20.4.1	(株)第一ビルディング 東京都中央区晴海1- 8-10	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,108,640	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構島根産業保健推進センター 〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル5階 契約担当役 所長 中島 雪夫	20.4.1	個人	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契 約を締結する必要があることから、物件 の所有者である当該事業者以外は契約 できないものであり、会計細則第52条第 6号に該当するため。	-	924,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続し て契約する必要があるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山産業保健推進センター 〒700-0907 岡山県岡山市下石井1-1-3 日本生命岡山第二ビル6F 契約担当役 所長 石川 紘	20.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	12,578,064	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第二ビル 契約担当役 所長 坪田 信孝	20.4.1	(株)千歳屋商店 広島県広島市中区鞆町11-4	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,200,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第二ビル 契約担当役 所長 坪田 信孝	20.4.1	日本生命相互会社 大阪府大阪市中央区 今橋3-5-12	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	13,600,812	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第二ビル 契約担当役 所長 坪田 信孝	20.4.1	(株)和光興産 岩国市麻里布町3-16-22	宿舍の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である当該業者以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,056,000	-	-	職員宿舍の賃貸借契約で継続して契約する必要があるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構山口産業保健推進センター 〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F 契約担当役 所長 赤川 悦夫	20.4.1	山口建設株式会社 山口県山口市旭通り2-9-19	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	6,262,200	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構徳島産業保健推進センター 〒770-0905 徳島県徳島市東大工町3-16 第3三木ビル9F 契約担当役 所長 川島 周	20.4.1	(社)徳島県医師会 徳島県徳島市幸町3-61	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,007,240	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 竹林 治朗	20.4.1	三井住友海上火災保険株式会社 東京都中央区新川2-27-2	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	7,380,888	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛産業保健推進センター 〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F 契約担当役 所長 中矢 良一	20.4.1	三井不動産販売株式会社 東京都新宿区西新宿2-1-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,580,724	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構高知産業保健推進センター 〒780-0870 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4F 契約担当役 所長 大原 啓志	20.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,598,296	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	20.4.1	(社)福岡県医師会 福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル4F	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,551,620	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構佐賀産業保健推進センター 〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第1生命ビル8F 契約担当役 所長 凌 俊朗	20.4.1	㈱第一ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,960,040	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎産業保健推進センター 〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル8F 契約担当役 所長 栄田 和行	20.4.1	朝日不動産管理(株) 東京都新宿区和泉1-22-19	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,057,620	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本産業保健推進センター 〒860-0806 熊本県熊本市花畑町1-7 MY熊本ビル8F 契約担当役 所長 北野 邦俊	20.4.1	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5 (三菱UFJ信託銀行本店ビル)	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	10,912,255	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構大分産業保健推進センター 〒880-0046 大分県大分市荷揚町3-1 第百・みらい信金ビル7F 契約担当役 所長 三角 順一	20.4.1	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝3-33-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,641,704	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮崎産業保健推進センター 〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6F 契約担当役 所長 小岩屋 靖	20.4.1	大同生命保険(株) 東京都港区海岸1-2-3	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	9,100,284	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿児島産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階 契約担当役 所長 川元 孝久	20.4.1	鹿児島商工会議所 日本生命保険相互会 社 鹿児島県鹿児島市東 千石町1-38 鹿児島商 工会議所ビル	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	11,808,708	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構沖縄産業保健推進センター 〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F 契約担当役 所長 比嘉 國郎	20.4.1	(株)沖縄産業振興セン ター 沖縄県那覇市宇小禄 1831-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす 相手方が当該業者以外にいないため、 会計細則第52条第6号に該当するため。	-	8,607,060	-	-	事務所の賃貸借契約であり、条件 を満たす契約を締結できるのは当 該物件の所有者のみであるため。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」